

## 環境部

### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 環境部
- 3 事前調査期間 平成30年4月24日から平成30年4月26日まで
- 4 監査期間 平成30年5月31日から平成30年6月 1日まで
- 5 監査対象年度 平成29年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく質問により行った。

### 第2 監査対象の概要

環境部3課等（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（平成30年4月1日現在）は、次のとおりである。

#### 【環境保全課】

環境保全に係る企画・連絡調整、環境計画、環境保全審議会、環境マネジメントシステム、鳥獣飼養の許可・鳥獣保護、国際環境技術移転センターとの連絡、公害防止協定、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭に係る規制・監視・調査・指導、遊泳用プールに係る監視・調査・指導、温泉の利用・特定建築物の環境衛生・専用水道等に係る監視・調査・指導、公害健康被害者の補償給付、公害健康被害認定審査会、公害保健福祉事業、健康被害予防事業に関する業務等を所掌する。

（職員16名、再任用職員1名）

#### 【四日市公害と環境未来館】

四日市公害に関する資料の収集・保管・調査研究、環境を学習する機会の提供、環境に関する知識・意識の啓発、市民・環境保全活動団体等の交流、環境保全活動の支援、他の資料館・博物館・図書館・学校その他関係機関との連絡・協力、公害・環境等に関する図書の貸出しに関する業務等を所掌する。

（職員5名、再任用職員1名、嘱託職員2名）

#### 【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・北大谷斎場】

し尿収集、し尿処理手数料・墓地使用料等の調定・徴収、清掃衛生作業用車両・器材の配置計画、清掃業務の安全衛生、生活排水計画、し尿処理施設の運営管理、浄化槽清掃業の許可、朝明広域衛生組合との連絡、生活衛生、北大谷斎場・市営霊園、ごみ・し尿処理施設・斎場墓地等の維持管理・修繕・整備計画・用地取得、四日市市クリーンセンター・南部埋立処分場の周辺環境整備、犬猫等動物の死体処理の受付・死体処理料の調定・徴収、資源物の売却等、ごみ減量・資源のリサイクルに係る施策・計画の立案・意識啓発、ごみ減量・資源のリサイクルに係る指導・調査統計、ごみ減量等推進審議会、ごみ処理関係手数料の調定・徴収、南北清掃事業所との連絡調整、地域の清掃・美化、資源物の持ち去り行為、廃棄物対

策室、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の許可、自動車リサイクル関連事業者の登録・許可、廃棄物の不法投棄対策、その他廃棄物の適正処理、一般廃棄物の収集・運搬、一般廃棄物の分別排出・分別運搬・再資源化の啓発指導、作業用車両・器材の維持管理、所管車両の事故防止・事故処理、廃棄物の処理手数料等の収納、犬猫等動物の死体処理、北大谷斎場の運営・維持管理、北大谷霊園の運営・維持管理に関する業務等を所掌する。

(職員 77 名、再任用職員 9 人、嘱託職員 2 名)

### 第 3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、許認可等の事務の状況について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 指摘事項

##### <各課共通事項>

##### (1) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

ア 需用費の支出において、支払遅延。

上記対象課～【環境保全課】【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・北大谷斎場】

イ 見積書の日付の記載漏れ。

上記対象課～【環境保全課】【四日市公害と環境未来館】

##### (2) 文書管理について

起案文書において、決裁日の記載漏れ。

上記対象課～【環境保全課】【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・北大谷斎場】

##### <各課個別事項>

##### 【環境保全課】

##### (1) 現金等の管理について

現金領収証書において、領収日の記載誤り、歳入科目の節の記載漏れ、内訳の記載漏れ、領収金額に「¥」マークの漏れ、取扱者の印漏れ及び使用済の現金領収証書冊子の表紙に使用済検査印の漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

##### (2) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分

確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

- ア 委託料の支出において、支出命令書の検査検収日の誤り。
- イ 委託料の支出において、請求書の請求金額の誤り。
- ウ 使用料及び賃借料の支出において、請求書に代表者名の記載漏れ。
- エ 工事請負費の支出において、支出負担行為日の誤り。

(3) 文書管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

- ア 臨時職員任用申請書において、申請日の記載漏れ。
- イ 委託業務完了届において、供覧日の記載漏れ。
- ウ 回議付せんにおいて、決裁日等必要事項の記載漏れ。

**【四日市公害と環境未来館】**

(1) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

- ア 需用費及び委託料の支出において、支出命令書の検査検収日の誤り。
- イ 委託料の支出において、予算執行何の決裁処理がなされていなかった。
- ウ 委託料の支出において、見積書の代表者名の記載漏れ。
- エ 委託料の支出において、見積書及び請書に代表者の印漏れ。
- オ 委託料の支出において、見積書の添付漏れ。
- カ 委託料の支出において、業務完了報告書に住所の記載漏れ。

(2) 備品管理について

現品と備品台帳の照合を行ったときの記録が残されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(3) 契約事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

- ア 請書の受託年月日の記載漏れ。
- イ 請書に収入印紙の貼付漏れ。

**【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・北大谷斎場】**

(1) 現金等の管理について

現金出納簿において、確認印の漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(2) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

- ア 需用費の支出において、請求書に請求金額の基礎となる明細の記載なし。
- イ 需用費の支出において、請求書の日付の重ね書き及び記載漏れ。
- ウ 需用費の支出において、請求書に代表者印漏れ。

(3) 備品管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 備品の設置場所が変更されているものについて、備品出納簿の記載事項変更なし。

イ 他所属から所管換えを受けた備品について、備品ラベルの貼替えなし。

(4) 契約事務について

委託契約の仕様書において、「文書で市に報告を行うこと」と定めがあるにもかかわらず、文書による報告が一部なされていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(5) 原課契約工事について

検査確認が行われていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(6) 文書管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 起案文書において、訂正印漏れ。

イ 起案文書において、鉛筆書きによる訂正。

ウ 自動車運行日誌において、運行目的の記載漏れ。

エ 他市からの回答文書の供覧なし。

## 2 意見

### <各課共通事項>

(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 前回の監査と比べると、全所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】

上記対象課～【環境保全課】【四日市公害と環境未来館】【生活環境課】

イ 前回の監査と比べて改善は認められたが、依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(\*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。 【改善事項】

\* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

上記対象課～【生活環境課】

(2) 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 【改善事項】

上記対象課～【全所属】

## ＜各課個別事項＞

### 【環境保全課】

#### (1) 現金等の管理について

鳥獣飼養関係手数料のための釣銭として、小口現金10,000円を保管しているが、平成29年度の申請件数は僅か2件である。現金事故のリスクも考慮し、小口現金を保管する必要があるのかどうか改めて検討すること。 【要望事項】

#### (2) 財産管理について

ア 土地、建物及び工作物の実査において、年度末に行われていないものが見受けられた。担当者は、年度末において必ず全財産を実査しその記録を文書にして残すとともに、所属長は、実査の実効性を確認するため抽出実査を行い、その記録を文書にして残すこと。

【改善事項】

イ 公益財団法人国際環境技術移転センターに設置されている太陽光発電原動装置について、市の所有分と償却期間をあらためて明確に整理すること。 【改善事項】

#### (3) 内部事務管理について

支出事務において誤りを防ぐために、支出負担行為書や支出命令書にチェックシートが添付されているが、課長や係長のチェックがされていない事例が見受けられた。また、基本的な事務処理において指摘事項が多く見受けられたので、上位職によるチェックの体制やダブルチェックの方法について改善に努めること。 【改善事項】

#### (4) 環境保健サーベイランス調査について

環境省からの委託で環境保健サーベイランス調査を環境保全課で行っているが、そこで得られたデータは他部局と共有し、有効に活用していくこと。 【要望事項】

#### (5) 環境法令に基づく立入調査について

環境法令に基づき、事業所への立入調査を実施し、排出基準の遵守状況等の確認を行っている。対象となる工場等の数が非常に多いため、環境負荷の大きい事業所を優先的に調査しているとのことだが、小さな事業所の中からも抽出で立入調査を実施するなど、牽制機能をより働かせるよう選定方法を見直すこと。 【改善事項】

#### (6) 騒音振動対策について

国道477号の騒音・振動について、騒音規制法や振動規制法の要請限度を超えておらず、道路管理者への要請ができない状態であっても、近隣住民から市に苦情の申立てがある場合は、バイパスの利用の促進といったソフト面の対策も含めて道路管理者等との協議を検討すること。 【要望事項】

### 【四日市公害と環境未来館】

#### (1) エコパートナー環境学習等業務委託について

ア 市民に知っていただくために良い事業であり、適正に実施する必要がある。大半が設けた上限金額で契約しているが、契約額の妥当性がより明確になるよう、経費を証拠書類で確認したうえで実績額払いとする方式を検討すること。 【要望事項】

イ ホームページ上の環境学習等業務委託事業要綱・事業提案書が、最新版にアップデートされていないため、内容を更新すること。 【改善事項】

## (2) 来館のPRについて

- ア 環境フェア及び企画展の新聞広告でのPRについて、来館者を増やす方策として一般入場者が興味を引く魅力的な紙面づくりの工夫をすること。 【改善事項】
- イ 新聞広告については、単に広告を掲載するのみではなく、開催中の取材記事につながるよう努めること。 【要望事項】
- ウ 案内パンフレット作成について、翻訳業務が高額であると思われる。簡略なものであれば翻訳業務の依頼先を国際関係の市民ボランティアに発注することで、市内や海外の人への周知にもつながるため、専門的なものと簡略なものとのメリハリをきかせた工夫をすること。 【要望事項】
- エ マスコミリリースについて、館内に民間の博物館のようなマスコミブースを設けるなど、民間の視点を取り入れることを検討すること。 【要望事項】
- オ 小中学校の社会見学や修学旅行の誘致に取り組んでいるとのことであるが、環境系の大学についても、来館の誘致だけでなく、協働で新たな取組みを企画するように検討すること。 【要望事項】
- カ 日本に出張する外国人ビジネスマンを対象に施設の認知度を上げるため、海外の企業に情報をダイレクトに発信して施設をPRすること。 【要望事項】

## (3) アンケートの活用について

アンケートの結果により、期待にそえていない部分があった場合には、対応していくこと。また、今後の展開への期待についてアンケートの項目に盛り込み、今後の参考とすること。 【改善事項】

## (4) 団体来館者用バスの駐車場所について

団体来館者の大型バス用に、無料で駐車できる場所を確保しているが、個人の来館者や本市の他の施設との関連から、無料とする根拠について明確にしておくこと。 【改善事項】

## 【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・北大谷斎場】

### (1) 収入事務について

現金の収納を受ける際には、領収証書の納入者名は、相手方を特定できるよう明確に記入すること。 【改善事項】

### (2) 債権管理について

- ア 滞納者の居所調査、戸籍調査を行っているが、効率の観点から、行政書士等へ調査を委託することについて検討すること。 【要望事項】
- イ し尿くみ取り手数料について、引き続き早期回収に取り組むこと。また、早期回収が困難なものについて、徴収停止の要件（所在不明で、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときなど）に当てはまるもの以外については、債務承認を取るなど時効の中断の措置をとるようにすること。 【改善事項】

### (3) 主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表における目的達成に必要な基本的な手段として「最終処分量を減量する」との項目を挙げ、活動指標を「最終埋立処分量」としているが、目標未達成の理由の一つとして火災等による廃棄物の増加を挙げている。火災等による廃棄物の影響を受けないよう、目標の置き方を工夫すること。 【改善事項】

(4) 道路管理者との連携について

ごみ収集車が道路の破損等、道路管理上の問題点を発見した場合には、道路管理者に報告するなど、安全・安心な道路通行の確保のため、道路管理者と連携した取組みを進めること。

【改善事項】

(5) 資源物の持ち去り対策について

ア 公用車のドライブレコーダーについて、ごみ収集車には設置されているが、資源物の持ち去り等のパトロール車についてはまだ設置されていない。資源物持ち去りの抑止効果につながるため、パトロール車にも設置すること。また、ドライブレコーダーの映像については、警察捜査等にも協力可能な体制を構築するとともに、映像管理も適正に行うこと。

【改善事項】

イ 集積場への防犯カメラの設置、それに対する補助金制度の創設等、抜本的な対策を検討すること。

【要望事項】

(6) 不法投棄の対策について

不法投棄対策として巡回パトロールを行っているが、市民に対し、もっとパトロールの内容をPRするなど、抑止効果を高める方法を検討すること。

【改善事項】

(7) パトロール体制の安全について

不法投棄の巡回パトロールについて、事故が起こらないよう2人体制で回るよう徹底すること。

【改善事項】

(8) ごみ排出量の削減について

ごみ排出量の削減について、市民に対してお願いするだけでなく、対策結果の分析内容も提供するなど、より市民に協力をいただけるような工夫を行うこと。

【要望事項】

(9) 北大谷斎場の葬祭場の今後のあり方について

利用者アンケートでの市民ニーズも踏まえ、民間施設を参考にして家族葬など時代のニーズにも応じた公の施設としてのあり方や今後の方向性について、抜本的な検討を行うこと。

【要望事項】

(10) ごみ処理手数料の徴収について

公益社団法人四日市市シルバー人材センターへの公園除草委託にかかるごみ処理手数料の統一的な取扱いについて、明確な基準を策定すること。

【改善事項】